

# 令和4年小田原市議会9月定例会議案説明資料

(議案第55号～議案第59号・議案第61号)

令和4年9月1日提出

# 目 次

## ○条例議案

- 議案第 5 5 号 小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…… 1
- 議案第 5 6 号 小田原市手数料条例の一部を改正する条例…………… 2
- 議案第 5 7 号 小田原市市税条例の一部を改正する条例…………… 3
- 議案第 5 8 号 小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する  
条例及び小田原市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例…… 4

## ○事件議案

- 議案第 5 9 号 普通財産の減額貸付について…………… 7
- 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について（山北出張所新築工事） …… 8

# 條例議案說明資料

## 議案第 55 号

### 小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

育児と仕事とを両立しやすくするための育児休業等に係る国の制度改正を踏まえ、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等を行うため改正する。

#### [内 容]

#### 1 非常勤職員に係る育児休業の取得要件等の見直し

##### (1) 育児休業の取得要件の緩和（第 2 条関係）

非常勤職員が子の出生後 5 7 日間以内に育児休業を取得する場合における在職の見通しに係る要件を、当該期間の末日から 6 か月を経過する日（現行は、子の 1 歳 6 か月到達日）までに任期が満了し、引き続き採用されないことが明らかでないこととする。

##### (2) 1 歳以上の子に係る育児休業の柔軟化（第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 関係）

非常勤職員の子が 1 歳以上 1 歳 6 か月又は 2 歳到達日までの期間に行う育児休業について、配偶者と期間中に交代で取得することができることとする。

#### 2 再度の育児休業に係る申出制度の廃止（第 3 条及び第 11 条関係）

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、同一の子について原則 2 回（現行は、原則 1 回）まで育児休業を取得することができることとなることに伴い、育児休業等計画書による再度の育児休業に係る申出制度を廃止することとする。

#### 3 任期付職員の任期の更新等に伴う育児休業の取得（第 3 条関係）

任期を定めて採用された職員が任期の末日まで育児休業をしている場合であって、その任期が更新され、又は引き続き採用されるときは、再度、新たな任期の初日から育児休業を取得することができることとする。

#### [適 用]

令和 4 年 10 月 1 日

## 議案第 56 号

### 小田原市手数料条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が一部改正され、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度が創設されることに伴い、その審査手数料を定めるため改正する。

#### [内 容]

##### 1 長期優良住宅維持保全計画の認定に係る審査手数料の追加（第 18 条関係）

長期優良住宅維持保全計画の認定に係る審査手数料を次のように定めることとする。

区 分	登録住宅性能評価機関による事前審査を受けていないもの	登録住宅性能評価機関による事前審査を受けたもの
1 戸	68,000 円	12,000 円
2 戸～5 戸	160,000 円	23,000 円
6 戸～10 戸	260,000 円	40,000 円
11 戸～25 戸	510,000 円	61,000 円
26 戸～50 戸	910,000 円	110,000 円
51 戸～100 戸	1,600,000 円	170,000 円
101 戸～200 戸	2,900,000 円	290,000 円
201 戸～300 戸	4,100,000 円	360,000 円
301 戸以上	5,000,000 円	400,000 円

##### 2 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定に係る審査手数料の追加（第 18 条関係）

長期優良住宅維持保全計画の変更の認定に係る審査手数料は、1 の例により計算した額の半額とすることとする。

#### [適 用]

令和 4 年 10 月 1 日

## 議案第 57 号

### 小田原市市税条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

地方税法が一部改正され、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、所要の措置を講ずるため改正する。

#### [内 容]

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得された下水道除害施設（令和 4 年 4 月 1 日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者が設置したものに限る。）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準となるべき価格に乗ずる割合は、5 分の 4 とすることとする。（附則第 5 項関係）

#### [適 用]

公布の日

## 議案第 58 号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例及び小田原市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

[改正理由]

久野地区地区計画が定められたことに伴い、その区域内における地区整備計画に則した建築物の用途等の制限並びに建築物及び工作物の形態意匠の制限に関し必要な事項を定めるため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部改正  
(改正条例第 1 条関係)

- (1) 適用区域 (別表第 1 関係)

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の適用区域に次の区域を加えることとする。

名 称	区 域
久野地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された小田原都市計画地区計画久野地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

- (2) 建築物の用途の制限 (別表第 2 関係)

久野地区地区整備計画区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならないこととする。

計画地区	建築物の種類
A 地区	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所その他これらに類するもの (2) 商業地域内に建築してはならない建築物

- (3) 壁面の位置の制限 (別表第 4 関係)

久野地区地区整備計画区域内における建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、地区整備計画の計画図に定める 1 号壁面境界線から 5.0 メートル以上かつ当該計画図に定める 2 号壁面境界線から 2.5 メ

メートル以上とすることとする。

(4) 建築物の高さの最高限度（別表第5関係）

久野地区地区整備計画区域のうちA地区内における建築物の高さの最高限度は、地盤面から22.5メートルとすることとする。

2 小田原市地区計画形態意匠条例の一部改正（改正条例第2条関係）

小田原市地区計画形態意匠条例の適用区域に次の区域を加えることとする。

（別表関係）

名 称	区 域
久野地区地区計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小田原都市計画地区計画久野地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

[適用]

公布の日

# 事 件 議 案 說 明 資 料

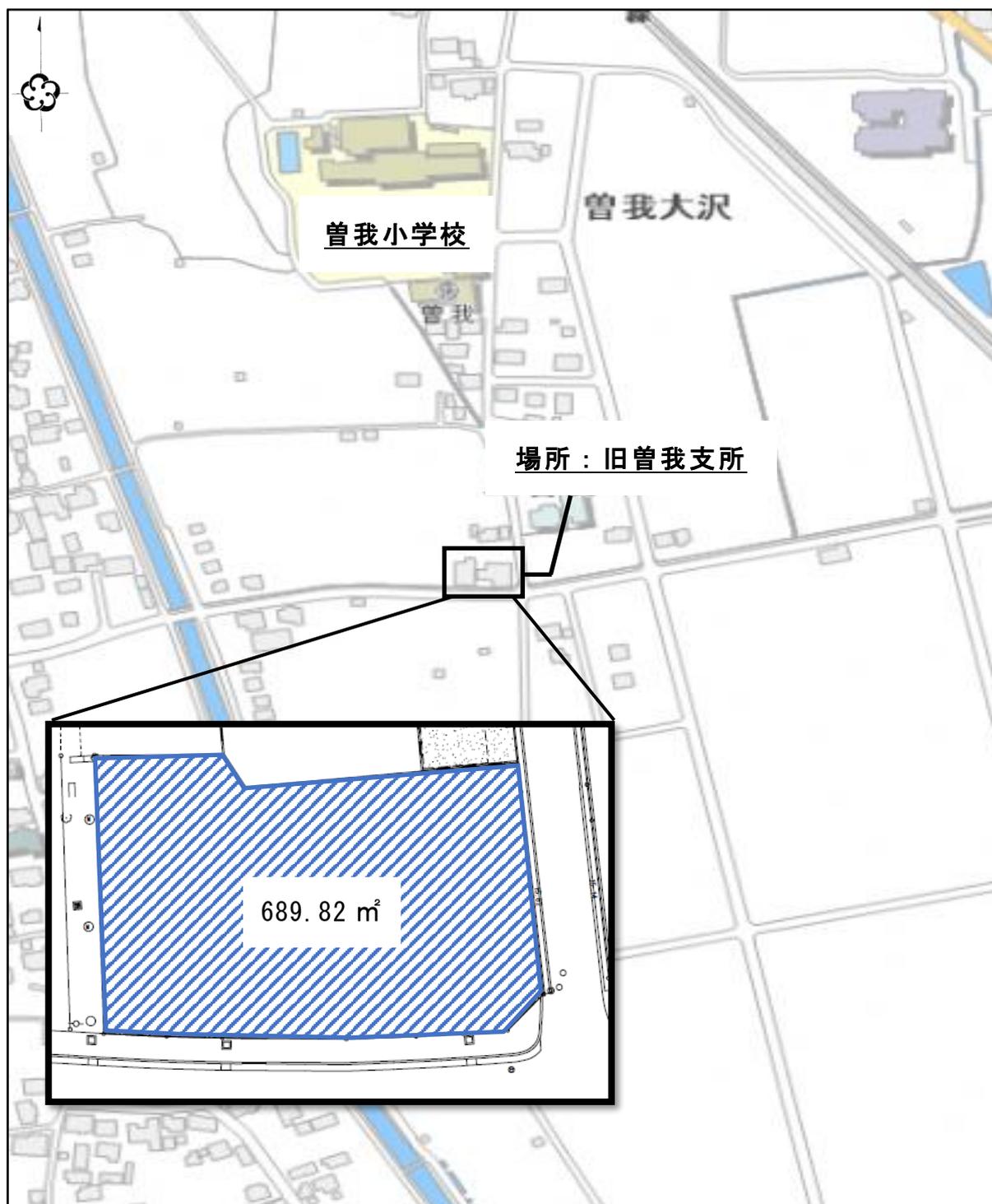
議案第59号

普通財産の減額貸付について

1 減額しないとした場合の貸付料

月額39,700円

2 位置図



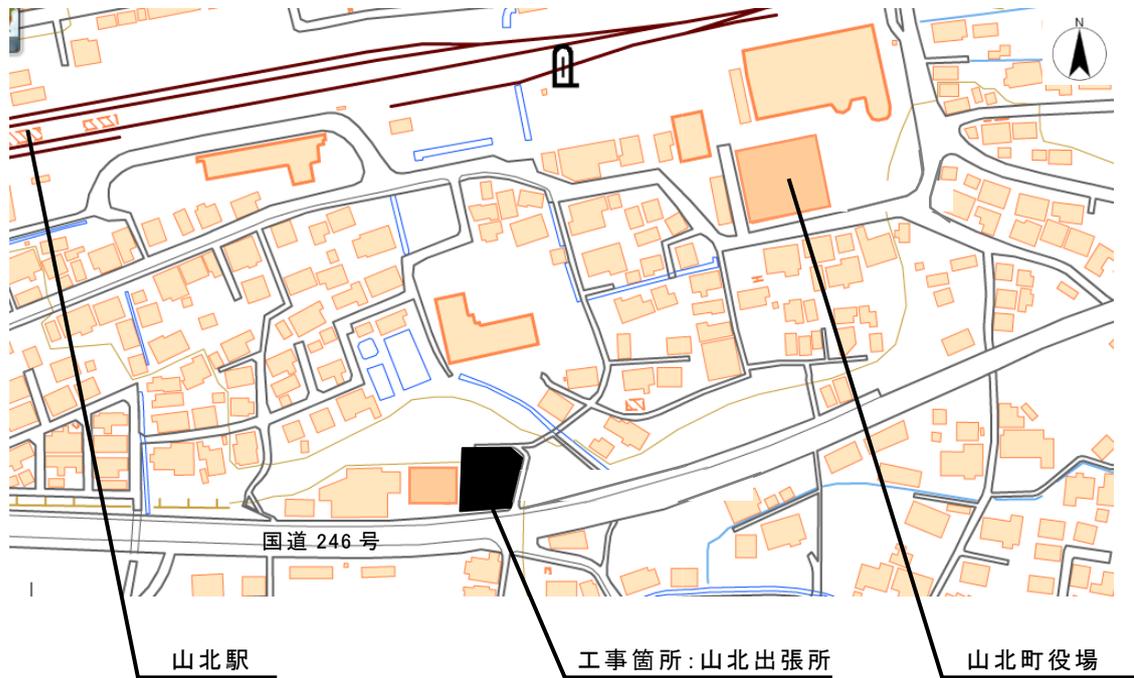
議案第61号

工事請負契約の締結について

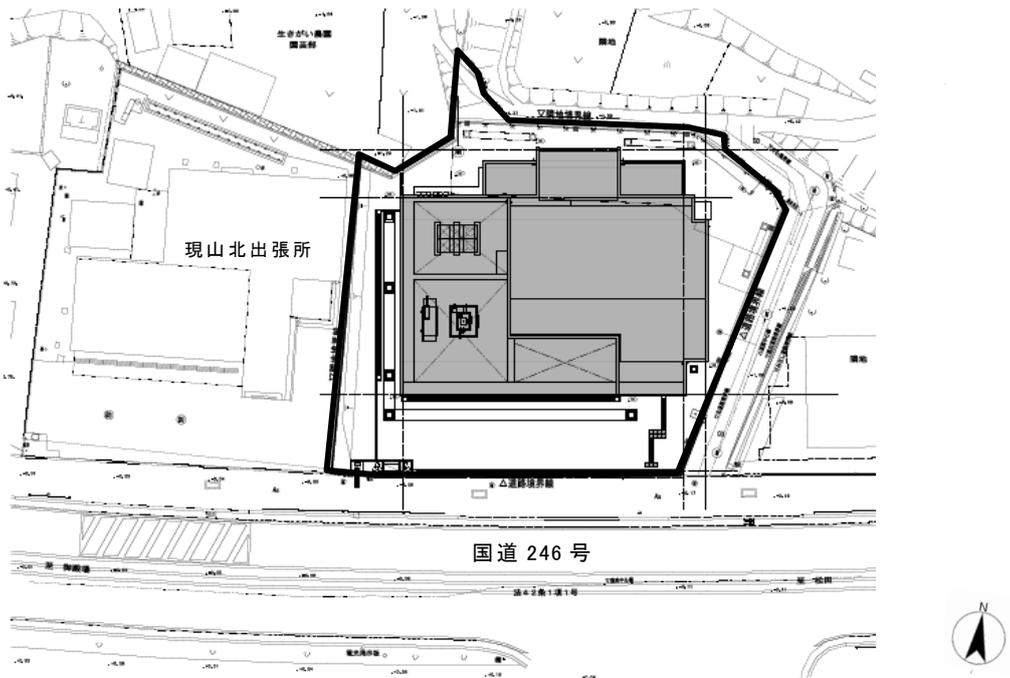
## 工 事 概 要

工 事 名	山北出張所新築工事
工 事 箇 所	足柄上郡山北町山北2054番地1ほか
施 設 概 要	<p>用 途：消防署          構 造：鉄筋コンクリート造          階 数：地上3階建て          最高高さ：9.99m          建築面積：373.02㎡          延べ面積：744.24㎡          階 面 積：1階 367.36㎡                    2階 197.79㎡                    3階 179.09㎡          敷地面積：752.08㎡          建ぺい率：49.60% &lt; 60%          容積率：80.49% &lt; 200%          用途地域：第1種住居地域          防火地域：指定なし（法第22条区域）</p>
工 事 概 要	山北出張所の新築

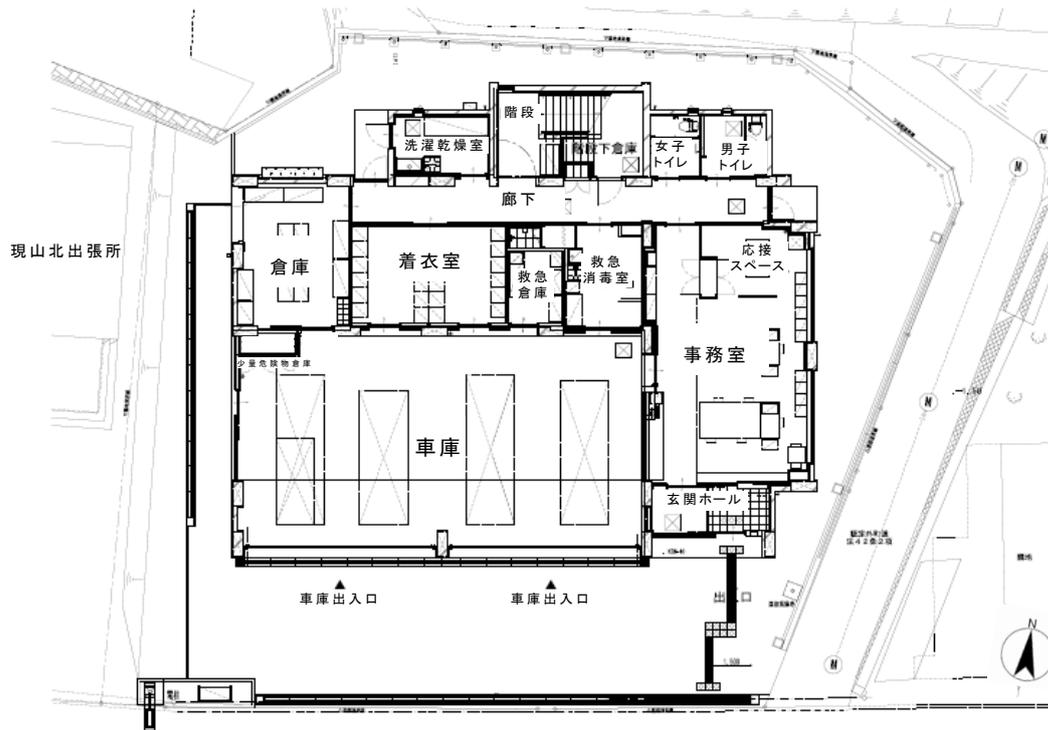
# 位置図



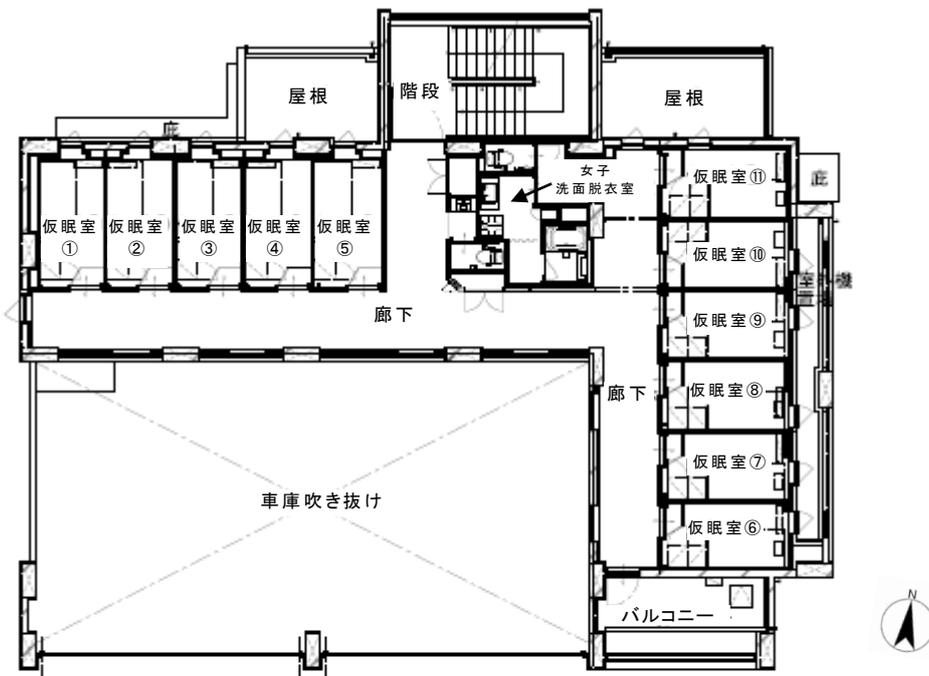
# 配置図



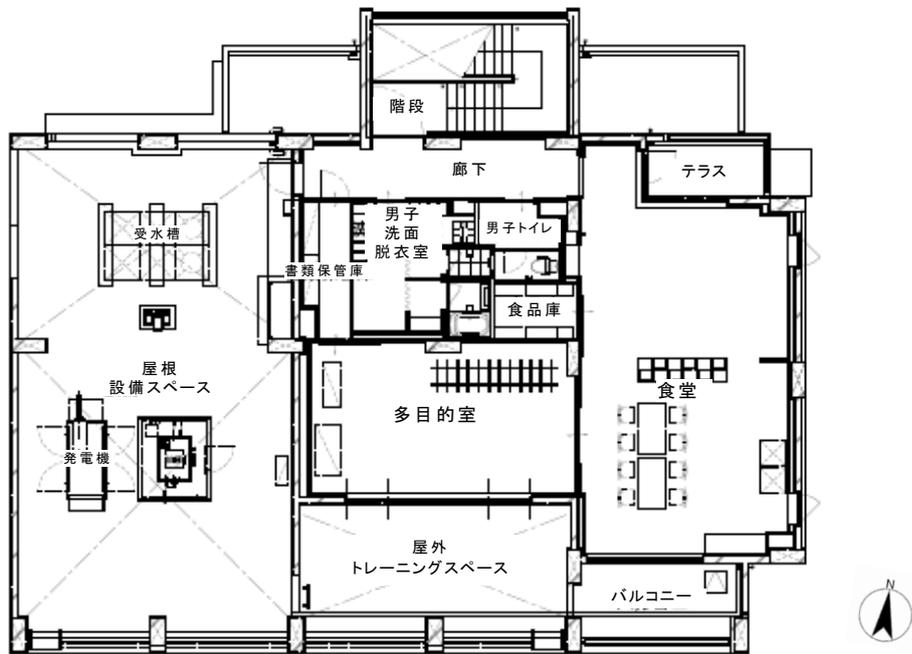
# 1 階平面図



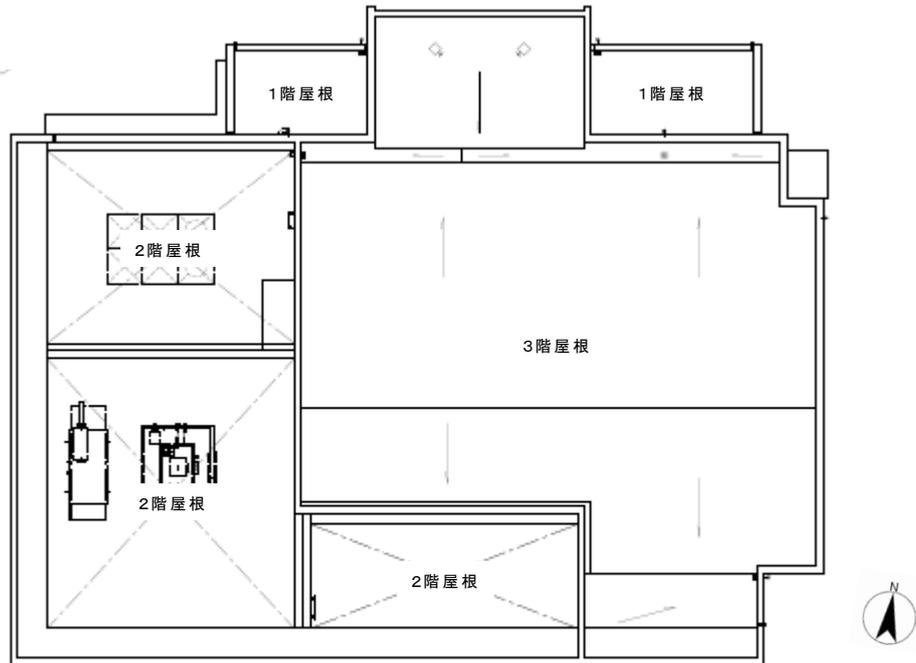
# 2 階平面図



3 階平面図



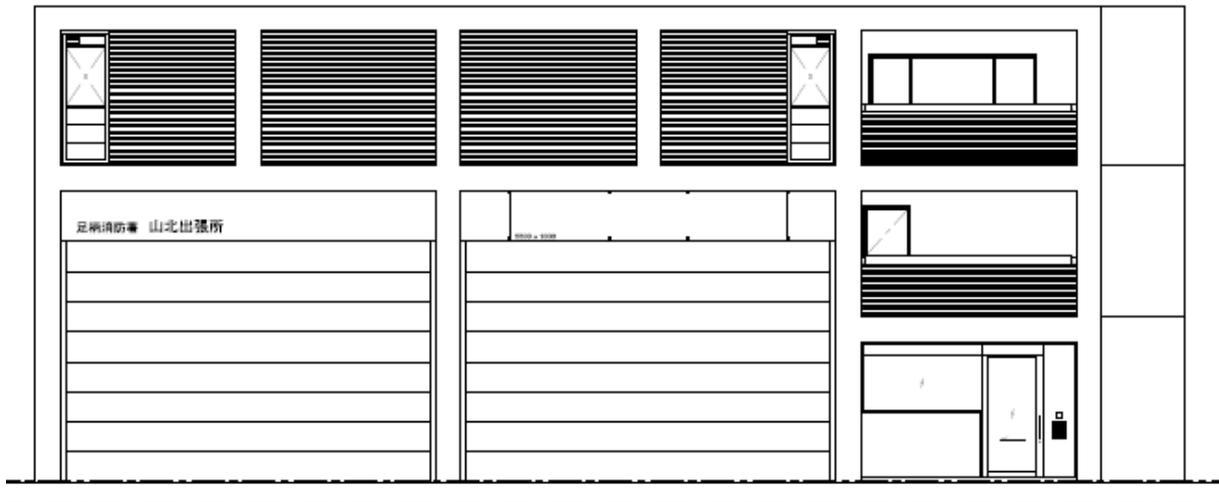
屋上平面図



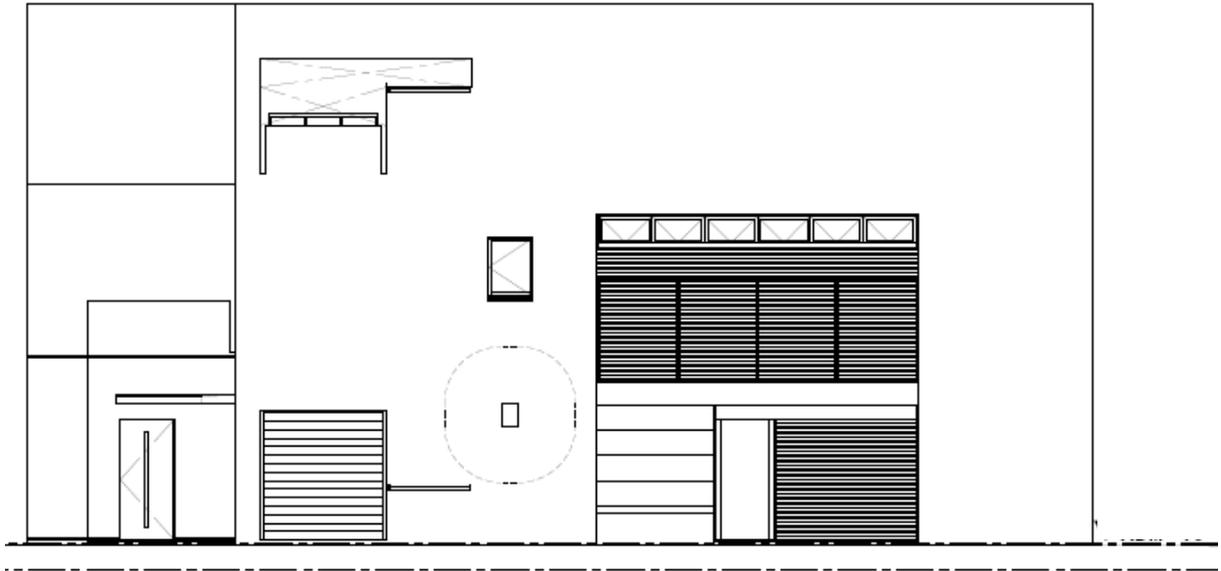
東立面圖



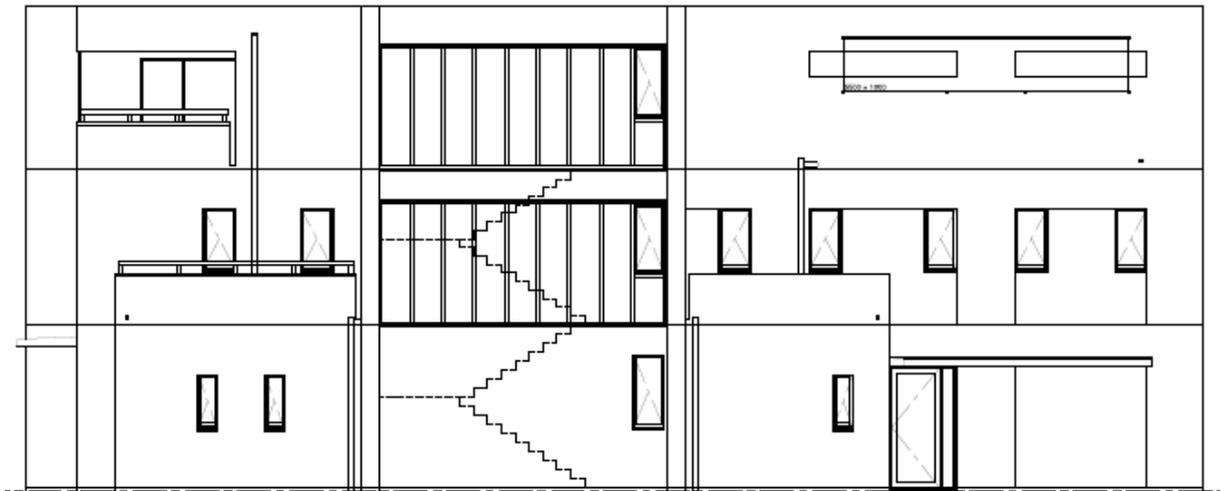
南立面圖



西立面图



北立面图



# 入 札 調 書

件 名 : 山北出張所新築工事

開札日時 : 令和4年7月22日 午前10時00分

入 札 者 名	第1回入札	第2回入札	摘 要
株 式 会 社 下 田 組	215,418,000		落 札
加 藤 建 設 株 式 会 社	238,000,000		
松 浦 建 設 株 式 会 社	240,000,000		
瀬 戸 建 設 株 式 会 社	275,300,000		
今 泉 建 設 株 式 会 社	—		辞 退
山 一 産 業 株 式 会 社	—		辞 退
株 式 会 社 山 本 工 務 店	—		辞 退

契約金額 (税込み) 236,959,800 円

予定価格 (税込み) 257,235,000 円

予定価格 (税抜き) 233,850,000 円

入札書記載金額の10%に相当する額を加算した金額が契約金額である。